

AIRPORT-NET
イーサネット接続サービス
契約約款

空港情報通信株式会社

AIRPORT-NET イーサネット接続サービス契約約款

第1章 総 則

第1条 (取扱いの準則)

第2条 (約款の変更)

第2章 AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの品目等

第3条 (AIRPORT-NET イーサネット接続サービスの品目)

第4条 (提供区域)

第3章 利用契約

第5条 (利用資格)

第6条 (利用契約の単位)

第7条 (利用申込)

第8条 (利用申込の承諾)

第9条 (最低利用期間)

第10条 (品目の変更等)

第11条 (権利譲渡の禁止)

第12条 (お客様の地位の承継)

第13条 (お客様の氏名等の変更)

第14条 (当社が行う利用契約の解除)

第15条 (お客様が行う利用契約の解除)

第4章 料 金 等

第16条 (料金等)

第17条 (加入料の支払義務)

第18条 (月額基本料の支払義務)

第19条 (料金等の請求時期および支払期日)

第20条 (割増金)

第21条 (遅延損害金)

第22条 (課金開始時期)

第5章 提供の停止等

第23条 (提供の停止)

第24条 (禁止される行為)

第25条 (提供の中止)

第26条 (通信利用の制限)

第27条 (サービスの廃止)

第6章 雑 則

第28条 (機密保持)

第29条 (損害賠償の範囲)

第30条 (保 守)

第31条 (お客様の義務)

第32条 (技術的事項および技術資料)

第33条 (免責)

第34条 (準拠法)

第35条 (管轄裁判所)

第36条 (その他)

附 則

別表第1号 料金等および計算方法

別表第2号 提供区域
別表第3号 基本的な技術的事項

第1章 総 則

第1条 (取扱いの準則)

当社は、電気通信事業法(以下「法」といいます。)その他の法令の規定に基づき当社が定めたこのAIRPORT-NETイーサネット接続サービス契約約款(以下「この約款」といいます。)によってAIRPORT-NETイーサネット接続サービスを提供します。

第2条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この約款を変更する場合は、書面による通知、もしくは当社が指定するWeb上に掲載することで利用者へ規約を変更する旨、変更後の内容について周知を行うものとし、当該通知又は周知から3週間を経過した日に効力を生じるものとします。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のAIRPORT-NETイーサネット接続サービス契約約款によります。

第2章 AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの品目等

第3条 (AIRPORT-NET イーサネット接続サービスの品目)

AIRPORT-NET イーサネット接続サービスの品目は、次のとおりとします。

品目	内容
AIRPORT-NET イーサネットコネクション I P 1	成田国際空港株式会社(以下「NAA」といいます。)が提供するブロードバンドネットワーク(以下「BBN」といいます。)を利用して提供され、インターネットネットワークアドレスとして固定IPアドレスを1個割り当てるサービス
AIRPORT-NET イーサネットコネクション I P 6	成田国際空港株式会社(以下「NAA」といいます。)が提供するブロードバンドネットワーク(以下「BBN」といいます。)を利用して提供され、インターネットネットワークアドレスとして固定IPアドレスを6個割り当てるサービス
AIRPORT-NET イーサネットコネクション I P 14	成田国際空港株式会社(以下「NAA」といいます。)が提供するブロードバンドネットワーク(以下「BBN」といいます。)を利用して提供され、インターネットネットワークアドレスとして固定IPアドレスを14個割り当てるサービス

第4条 (提供区域)

AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの提供区域は、別表第2号のとおりとします。

第3章 利用契約

第5条 (利用資格)

AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの利用申込をする方は、「BBN」契約者である必要があります。

第6条 (利用契約の単位)

AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの利用契約の単位は、AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの1お申込毎に締結致します。

第7条 (利用申込)

AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの利用申込をする方は、当社が別に定める契約申込書に次の事項を記載して当社に提出してください。

- (1) 利用申込をする方の氏名又は商号および住所又は居所、法人にあつてはその代表者の氏名
- (2) AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの品目
- (3) 利用開始希望年月日
- (4) その他AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの提供に必要な事項

第8条 (利用申込の承諾)

当社は、お客様から利用申込を承諾したときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き利用申込を承諾致

します。

(1) 利用申込をする方が、AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの料金等、割増金又は遅延損害金の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき

(2) 当社の業務の遂行上又は技術上著しい困難があるとき

第9条（最低利用期間）

AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの最低利用期間は、サービスの提供を開始した日から起算して、6ヶ月間とします。

2 お客様は、AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの提供の開始前に利用契約の解除を行なった場合、当社が定める期日までに最低利用期間相当の基本料を当社に対して支払わなければなりません。

3 お客様は、AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの最低利用期間内に利用契約の解除を行なった場合、当社が定める期日までに残余の期間相当の基本料を当社に対して支払わなければなりません。

第10条（品目の変更等）

お客様は、AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの品目の変更を請求することができます。この場合、当社が別に定める申込書を、当該変更を希望する日の1カ月前までに、当社に提出して下さい。

2 当社は、前項の請求があったときは、第8条(利用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

3 お客様は、AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの品目の変更を行った際には、別表第1号記載の品目変更料を支払うものとします。

4 お客様は、第9条(最低利用期間)に定める最低利用期間の満了前に、品目の変更等による基本料の減額があった場合、その差額を当社が定める期日までに一括して支払う義務があります。

第11条（権利譲渡の禁止）

お客様は、AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

第12条（お客様の地位の承継）

相続又は法人の合併によりお客様の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から30日以内にその旨を当社に通知してください。

2 前項の場合において、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうちの1名を当社に対する代表者と定め、あわせて書面によりその旨を当社に通知してください。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち1名を代表者とみなします。

第13条（お客様の氏名等の変更）

お客様は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知してください。

第14条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、第23条(提供の停止)の規定によりAIRPORT-NETイーサネット接続サービスの利用を停止されたお客様が、提供の停止期間中になおその事実を解消しない場合には、その利用契約を解除することがあります。

2 当社は、お客様が第23条(提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行上著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める提供の停止をすることなくその利用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨をお客様に通知します。

第15条（お客様が行う利用契約の解除）

お客様は、利用契約を解除しようとするときは、解除しようとする月の末日の3ヵ月前までに書面によりその旨を当社に通知してください。

第4章 料金等

第16条（料金等）

AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの料金、(以下「料金等」といいます。)は次のとおりとします。

区分	内容
加入料	利用契約締結の際に支払う、別表第1号の第1項の各号に定める料金
月額基本料	利用開始日以降毎月支払う、別表第1号の第1項の各号に定める料金であって、別表第1号の第3項に定める計算方法により計算されるもの

第17条（加入料の支払義務）

お客様は、利用申込を行い、当社からその承諾を受けたときは、加入料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する加入料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額をいいます。以下同じとします。)を加算した額とします。尚、加入料は、解約時にも返却いたしません。

第18条 (月額基本料の支払義務)

お客様は、当社が利用契約に係るAIRPORT-NETイーサネット接続サービスの利用を可能としたときは、月額基本料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する月額基本料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額を加算した額とします。

2 お客様は、第23条(提供の停止)の規定によりAIRPORT-NETイーサネット接続サービスの提供を停止された場合であっても提供停止期間中における月額基本料を支払わなければなりません。この場合において、支払いを要する月額基本料の額は、別に定める料金の額に消費税相当額を加算した額とします。

3 お客様の責によらない事由により、AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの利用が全くできない状態(全く利用できない状態と同程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻から起算して、連続して12時間以上サービスが利用できなかった時は、そのことを当社が知った時刻から使用することが可能となった時刻までの時間数を12で除した数(少数点以下の端数は切り捨てます。)に基本料の月額額の60分の1を乗じて得た額を、お客様からの請求により、減額又は返還します。

第19条 (料金等の請求時期および支払期日)

AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの料金等の請求時期は次のとおりとします。

区分	請求時期
加入料	利用契約の申込を当社が受諾した月の末日まで
月額基本料	サービスの提供が行われる月の15日まで

2 当社は、やむを得ない事由がある場合は、前項の請求時期以降にサービスの料金等を請求することがあります。

3 前2項の定めによりAIRPORT-NETイーサネット接続サービスの料金等の請求を受けたお客様は、請求書に指定する期日までに、当社が指定する方法により、その料金等をお支払いください。

第20条 (割増金)

AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの料金等を不法又は不正な手段により免れた方は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払わなければなりません。

第21条 (遅延損害金)

お客様は、AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの料金等又は割増金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.5%の遅延損害金を当社に支払わなければなりません。

第22条 (課金開始時期)

当社側の接続環境設定が完了次第、設定完了通知を行ないます。これを受けたお客様側の環境設定が完了した時点で課金の開始とします。ただし、お客様側の環境設定が行なわれない場合でも、設定完了通知を行なった日から7日目より課金を開始致します。

第5章 提供の停止等

第23条 (提供の停止)

当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合には、AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの提供を停止することがあります。

(1) AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの料金等、割増金又は遅延損害金を支払期日を経過してもなお支払わないとき

(2) 第24条(禁止される行為)で定めるいずれかの禁止行為に該当すると当社が判断したとき

(3) 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき

(4) 前各号に掲げる事項のほか、この約款の規定に違反する行為で、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、また及ぼすおそれのある行為をしたとき

2 当社は、前項の規定によりAIRPORT-NETイーサネット接続サービスの提供を停止しようとするときはあらかじめ

め、その理由、実施期日および実施期間をお客様に通知します。ただし、当社が緊急に前項の規定によりAIRPORT-NETイーサネット接続サービスの提供を停止する必要があると判断を行う場合は、当社はただちにAIRPORT-NETイーサネット接続サービスの提供を停止することができるものとします。またこの場合、当社はお客様に対して、サービス停止後にその理由、実施期日および実施期間をお客様に通知します。

第24条（禁止される行為）

AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの利用において、次の各号の行為は禁止します。

- (1) 法令に違反する、あるいは違反のおそれのある行為
- (2) 当社もしくは第三者の著作権その他の権利を害する行為
- (3) 当社もしくは第三者の財産もしくはプライバシーを侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (5) 犯罪行為もしくは犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為又はそれらのおそれのある行為
- (6) コンピュータウイルスの配布やクラッキング行為、アタック行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為
- (7) 他人のIDおよびパスワードを不正に使用する行為
- (8) 当社サービスによりアクセス可能な第三者の情報を改ざんし、又は消去する行為
- (9) 第三者の通信環境の設定を国際電話あるいはダイヤルQ2等の高額な通信回線に変更するような行為
- (10) 無限連鎖講(ねずみ講)もしくはそれに類する行為、又はこれを勧誘する行為
- (11) 公職選挙法に違反する行為又はそのおそれのある行為
- (12) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (13) 公序良俗に反する行為
- (14) 不特定の法人もしくは個人に対しての一方向的な宣伝、コマーシャルメッセージ(以下「迷惑メール」といいます。)の発信、中継を行うこと、および顧客勧誘の手段に迷惑メールを利用するWebサイトの運営を行うこと
- (15) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律(以下「風営適正化法」といいます。)が規定する映像送信型性風俗特殊営業に該当する行為、又はそのおそれのある行為
- (16) わいせつ、児童ポルノ、児童虐待、児童売春にあたるコンテンツを掲載する行為及び児童の保護等に関する法律に違反する行為
- (17) その行為が上記のいずれかに該当する行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (18) その他当社が不適切とする行為

2 当社は前項の規定により、お客様が風営適正化法に定める措置(「映像送信型性風俗特殊営業」としての届出等)を行っているか確認できるものとします。なお、その場合、お客様はこの確認作業を拒んではなりません。なお、お客様が風営適正化法に定める措置(「映像送信型性風俗特殊営業」としての届出等)を行い、かつ当社が特別にAIRPORT-NETイーサネット接続サービスの利用を認める場合は、前項の規定適用から除外することもあります。ただし、お客様が前項で定める禁止行為があると当社が判断した場合は、第23条(提供の停止)に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことがあります。

3 お客様が第1項で規定する禁止事項に該当する行為を行っている当社で判断した場合、当社では第23条(提供の停止)に定める措置を行うほか、お客様の違反行為に対する苦情対応に要した稼働等の費用、及び当社がお客様の違反行為により被る損害費用等をお客様に請求することがあります。

第25条（提供の中止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
- (2) 次条(通信利用の制限)の規定によるとき
- (3) N A A が B B N サービスの提供を中止することにより、AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの提供を行うことが困難になったとき

2 当社は、前項の規定によりAIRPORT-NETイーサネット接続サービスの提供を中止しようとするときは、あらかじめその旨をお客様に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第26条（通信利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの提供を制限し又は中止する措置を取ることがあります。

第27条（サービスの廃止）

当社は、都合によりAIRPORT-NETイーサネット接続サービスの特定品目又は全ての品目を廃止することができま

す。

2 当社は、前項の規定によりAIRPORT-NETイーサネット接続サービスの廃止を行う場合には、お客様に対し廃止する3ヶ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。

第6章 雑 則

第28条（機密保持）

当社は、AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの提供に際し知り得たお客様の業務上の機密（通信の秘密を含みます。）を、第三者に漏らしません。

2 刑事訴訟法、その他の法令の規定もしくは通信傍受法の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当該開示請求の範囲で、当社は前項の守秘義務を負わないこととします。

第29条（損害賠償の範囲）

当社は、AIRPORT-NETイーサネット接続サービスを提供すべき場合において、お客様に直接損害を発生させた場合、AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの月額基本料を限度として損害賠償に応じるものとします。ただし、当社に故意又は重過失があるときを除きます。

第30条（保 守）

当社は、当社が設置した電気通信設備を、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

2 当社は、N A Aから賃借した電気通信回線設備が前項の事業用電気通信設備規則に適合するよう、維持させます。

第31条（お客様の義務）

お客様は、当社から発行されたログイン名およびパスワード管理の責任を負います。ログイン名およびパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出てください。この場合でも当社はログイン名およびパスワード紛失に伴うお客様の損害に関しては、一切責任を負いません。

2 お客様が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従ってください。特に研究ネットワークは営利目的として利用できません。

3 AIRPORT-NET イーサネット接続サービスから得た情報は、転載、転売、その他如何なる使用に際しても、著作権者および当社の事前承認が必要です。

第32条（技術的事項および技術資料）

AIRPORT-NETイーサネット接続サービスに係る基本的な技術的事項は、別表第3号のとおりとします。

2 当社は、お客様がAIRPORT-NETイーサネット接続サービスを利用するうえで参考となる詳細な技術的事項を記載した技術資料をこの約款とは別に作成し、当社が指定する当社の事業所において閲覧に供します。

3 当社は、お客様の要望等により、前2項に定める技術的事項以外の条件でAIRPORT-NETイーサネット接続サービスを提供する場合があります。この場合、当社は、その提供条件についてお客様と協議します。

第33条（免責）

第三者が、ログイン名等を不正に使用する等の方法で、AIRPORT-NETイーサネット接続サービスを不正に利用することにより、お客様又は第三者に損害を与えた場合当社はその損害について何らの責任も負わないものとします。

2 当社は、AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの利用に関するお客様のいかなる請求に対しても、その事由が発生した時から起算して90日を経過した後は、応じられません。

3 当社は、AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの提供に関し、お客様に対してこの約款に定める以外の如何なる責任も負いません。

4 当社は、AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの完全な運用に努めますが、AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの中断、運用停止などによってお客様に損害が生じた場合、当社は免責されるものとします。

5 当社は、毎月ある一定時間においてサービスの中断を行います。この場合、お客様又は第三者に与えた損害について当社は何らの責任も負わないものとします。

6 N A Aの電気通信回線設備に起因する事由により、お客様によるAIRPORT-NETイーサネット接続サービスの利用が全くできない状態となったときは、当社は何らの責任を負いません。

7 当社は、加入者がAIRPORT-NETイーサネット接続サービスによって得る情報の正確性、完全性、有用性を保証いたしません。また、AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの使用によりお客様に発生した如何なる損害につ

いても、当社は責任を負いません。

8 AIRPORT-NETイーサネット接続サービスの使用により、お客様が他の加入者又は第三者に損害を与えた場合、当該加入者の責任と費用において解決していただき、当社に損害を与えないものとします。

第34条（分離可能性）

この約款のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、この約款の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第35条（準拠法）

この約款の成立、効力、履行および解釈に関しては日本法が適用されます。

第36条（管轄裁判所）

AIRPORT-NETイーサネット接続サービスに関してお客様と当社との間に生ずる全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第37条（その他）

加入者は加入に際し、加入者名を公開ディレクトリに登録することを承認します。

附 則

- ・ この約款は2020年4月1日から実施します。

別表第1号料金等および計算方法

1. 料金

品目	加入料	月額基本料
AIRPORT-NETイーサネットコネクション I P 1	¥30,000	¥10,000
AIRPORT-NETイーサネットコネクション I P 6	¥36,000	¥25,000
AIRPORT-NETイーサネットコネクション I P 1 4	¥36,000	¥45,000

※ 上記N A AのB B Nサービス利用料金のほか、月額8,000円/回線(別途消費税)が必要になります。

2. 品目変更料

品目	一時費用
品目変更料	¥20,000

3. 料金の計算方法

サービスの提供を開始した月の月額基本料及び月額利用料	その月26日から末日までの間にサービスの提供を開始した場合	無料
	その月26日から末日の間以外の日からサービスの提供を開始した場合	サービス開始日の翌日末日までの利用日数に月額の30分の1を乗じて得た額
サービスの提供を開始した月の翌日およびこれに引き続く各月の月額基本料及び月額利用料	その月の初日から末日までの期間利用した場合	月額基本料
	その月の末日に契約が終了した場合	
	その月の末日以外の日に契約が終了した場合	

4. 消費税相当額の加算

第17条(加入料の支払義務)、第18条(月額基本料の支払義務)の規定により支払いを要する料金の額は、上記1.及び2.に規定の額に消費税相当額を加算した額とします。

別表第2号 提供区域

AIRPORT-NETイーサネットコネクション提供区域は、N A AのB B N提供区域とします。

別表第3号 基本的な技術的事項

1. 物理的条件、相互接続回路および電気的特性の条件

N A Aの約款に準ずる

2. 基本的な通信手順の種類

種類	TCP/IP
----	--------

2003年11月 1日 (Ver.1.0)
2004年 4月 1日 (Ver.2.1)
2018年 4月 1日 (Ver.3.0)
2020年 4月 1日 (Ver.4.0)

本約款は予告なく変更することがあります。